

○新発田市中小企業融資あっせん要綱

平成28年6月29日

告示第206号

新発田市中小企業融資あっせん要綱を次のように定め、平成28年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における中小企業者の経営の安定と向上を促進し、その育成振興を図るために必要な資金の融資あっせんを行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者をいう。

(平成29告示249・一部改正)

(融資資金の種類)

第3条 市長があっせんする新発田市中小企業制度融資資金（以下「制度資金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業振興資金
- (2) 地方産業育成資金
- (3) 中小企業活性化対策資金
- (4) 空き店舗等対策資金
- (5) 中小企業移転資金
- (6) 中小企業集団化資金
- (7) 中小企業組合共同施設資金
- (8) 経営健全化対策資金

(融資対象者)

第4条 制度資金の融資のあっせんを受けることができる者は、市税を完納している者（空き店舗等対策資金の場合は、市町村税を完納している者）であって、別表第1に定める事業を現に営んでいる中小企業者又は営もうとする者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、この要綱に基づく融資を受けることができない。

- (1) 貸付金の返済能力がないと認められる者
- (2) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(3) 新潟県信用保証協会（以下「保証協会」という。）が行った代位弁済に対する債務の履行が完了しない者

(4) 設備資金については、融資対象の工事又は設備設置が完了している者

(5) その他市長が適当でないと認めた者

（取扱金融機関）

第5条 制度資金の融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

（融資資金の預託）

第6条 市長は、融資に必要な資金として、予算に定める範囲内の金額を取扱金融機関に預託するものとし、この適正な運用を期するため、契約を締結するものとする。

（融資の条件）

第7条 制度資金の融資に係る条件は、別表第3に定めるとおりとする。

（融資の利率）

第8条 融資利率は、市長が取扱金融機関と協議の上、別に定める。

（申込み）

第9条 融資を受けようとする者は、次に掲げる制度資金の種類の区分に応じた申込書を市長に提出するものとする。

(1) 中小企業振興資金、地方産業育成資金、中小企業活性化対策資金及び中小企業移転資金 新発田市中小企業融資あっせん申込書（別記第1号様式その1）

(2) 空き店舗等対策資金 新発田市空き店舗等対策資金融資あっせん申込書（別記第1号様式その2）

(3) 中小企業集団化資金及び中小企業組合共同施設資金 新発田市（中小企業集団化資金・中小企業組合共同施設資金）融資あっせん申込書（別記第1号様式その3）

(4) 経営健全化対策資金 新発田市経営健全化対策資金融資あっせん申込書（別記第1号様式その4）

（申込みの制限）

第10条 第3条第1号及び第2号の制度資金の融資を受けている者が、再び同一の制度資金のあっせんを受けようとする場合は、融資限度額（既借入残額を含む。）を超えてはならないものとする。

2 第3条第3号から第7号までの制度資金の融資を受けている者が、再び同一の制度資金のあっせんを受けようとする場合は、既借入金額の2分の1以上の額を返済していなければ

ば申し込むことができないものとし、また融資限度額（既借入残額を含む。）を超えてはならないものとする。

- 3 第3条第8号の制度資金の融資を受けている者が、再び同一の制度資金のあっせんを受けようとする場合は、融資限度額（既借入残額を含む。）を超えてはならないものとする。また、借換資金として融資を受けている者が、再び借換資金として融資の申込みをしようとするときは、借換資金の既借入金額の全額を償還しなければ申し込むことができない。
- （融資のあっせん等）

第11条 市長は、第9条の申込書の提出があった場合は、速やかに記載内容を審査の上、取扱金融機関と協議の後、融資のあっせんの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、融資あっせんを決定したときは、新発田市中小企業融資あっせん通知書（別記第2号様式）により速やかに取扱金融機関に通知するとともに、新発田市中小企業融資あっせん決定通知書（別記第3号様式）により申込人に通知し、却下の決定をしたときは、新発田市中小企業融資あっせん却下通知書（別記第4号様式）により申込人及び取扱金融機関に通知するものとする。

（融資条件の変更）

第12条 前条第2項の規定により融資あっせんの決定を受けた者（次項において「あっせん決定者」という。）が、融資あっせんの決定を受けた事項を変更しようとするときは、当該変更について当該融資を行った取扱金融機関及び新潟県信用保証協会と協議し、当該融資を行った取扱金融機関を経由して、融資条件変更申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、これを審査し、融資条件変更承認（却下）通知書（別記第6号様式）により、あっせん決定者に通知するものとする。

（平成29告示249・追加）

（貸付けの実行）

第13条 取扱金融機関は、制度資金の貸付けに当たって、市長が適当であると認めた場合は、その決定を尊重し、融資を行うものとする。

- 2 貸付金に係る債権管理、回収その他の事務は、全て取扱金融機関の責任において行うものとする。

- 3 貸付手続及び担保の徴収については、取扱金融機関の一般事務の例によるものとする。

（平成29告示249・旧第12条繰下）

（報告）

第14条 取扱金融機関は、毎月末現在の貸付及び償還状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、貸付金の使途について必要と認めるときは、貸付けを受けた者から報告を徴し、又はその者に対し必要な指示をすることができる。

(平成29告示249・旧第13条繰下)

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平成29告示249・旧第14条繰下)

前 文 (平成29年告示第249号) 抄

平成29年4月1日から実施した。

前 文 (令和2年告示第46号) 抄

告示の日 (令和2年3月5日) から実施する。

前 文 (令和2年告示第261号) 抄

令和3年1月1日から実施する。

前 文 (令和4年告示第4号) 抄

告示の日 (令和4年1月12日) から実施する。

前 文 (令和6年告示第38号) 抄

令和6年3月1日から実施する。

別表第1 (第4条関係)

	対象業種 (大分類名)	左のうち除外する業種 (中分類名)
統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める次の分	鉱業、採石業、砂利採取業	
	建設業	
	製造業	
	情報通信業	
	運輸業、郵便業	
	卸売業、小売業	
	不動産業、物品賃貸業	
	学術研究、専門・技術サービス業	
	宿泊業、飲食サービス業	
	生活関連サービス業、娯楽業	娯楽業
	教育、学習支援業	

類に属す	医療、福祉	
る業種	サービス業（他に分類されないもの）	政治・経済・文化団体及び宗教

備考 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条

第13項に規定する接客業務受託営業は除くものとする。

別表第2（第5条関係）

（令和2告示46・令和2告示261・令和4告示4・令和6告示38・一部改正）

取扱金融機関名	所在地
株式会社第四北越銀行新発田支店	新発田市中央町3丁目1番5号
株式会社第四北越銀行新発田西支店	新発田市住吉町3丁目4番28号
株式会社第四北越銀行中条中央支店	胎内市本町3番34号
株式会社第四北越銀行新発田中央支店	新発田市中央町3丁目1番5号
株式会社第四北越銀行新発田住吉町支店	新発田市住吉町1丁目2番8号
株式会社大光銀行新発田支店	新発田市諏訪町2丁目4番22号
株式会社大光銀行新発田西支店	新発田市西園町1丁目3番4号
株式会社きらやか銀行新発田支店	新発田市中央町3丁目3番5号
株式会社きらやか銀行新発田西支店	新発田市中央町3丁目3番5号
新発田信用金庫本店	新発田市中央町3丁目2番21号
新発田信用金庫緑町支店	新発田市緑町3丁目4番32号
新発田信用金庫西支店	新発田市住吉町3丁目3番30号
新発田信用金庫加治支店	新発田市三日市222番地1
新発田信用金庫紫雲寺支店	新発田市稻荷岡2086番地10
新潟県信用組合新発田支店	新発田市大手町1丁目6番4号
新潟県信用組合月岡支店	新発田市月岡温泉605番地1
北新潟農業協同組合新発田支店	新発田市大手町5丁目2番28号
北新潟農業協同組合中央支店	新発田市島潟1184番地1
北新潟農業協同組合加治支店	新発田市下中26番地2
北新潟農業協同組合豊浦支店	新発田市下飯塚5番地1
北新潟農業協同組合紫雲寺支店	新発田市真野原外2961番地1

別表第3（第7条関係）

(令和2告示46・一部改正)

資金の種類	対象者の要件	資金の用途	融資限度額	償還期間	返済方法	保証人担保等
中小企業振興資金	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 個人営業者にあっては、本市に住所を有している者、法人にあっては、本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者 (2) 同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者	運転資金 設備資金	800万円	5年以内 (据置き6月以内を含む。)	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとるものとする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。ただし、保証協会の特別小口保証を受けようとする者は、担保及び保証人は要しない。
地方産業育成資金	次の各号のいずれにも該当する者 (1) 個人営業者にあっては、本市に住所を有している者、法人にあっては、本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者 (2) 同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者	運転資金 設備資金	1,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 (据置き6月以内を含む。)	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとるものとする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。ただし、保証協会の特別小口保証を受けようとする者は、担保及び保証人は要しない。
中小企業活性化対策資金	同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者であって、かつ、個人営業者にあっては本市に住所を有している者又は法人にあっては	設備資金	2,000万円	1,000万円以内は7年以内 1,000万円を超える場合は10	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をと	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。

	本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者のうち、次の各号に掲げる事業を行う活性化のための設備資金を必要とするもの (1) 店舗、工場又は作業場の新築、増築及び改築又は改装並びに構築物の設置 (2) 生産効率を高める機械又は設備の新設（入替えを含む。） (3) 雇用の安定と促進を図るため従業員の福利厚生施設の設置			年以内 （据置き6月以内を含む。）	るものと する。	
空き店舗等対策資金	商店街振興組合又は商店会の代表者が空き店舗若しくは空き地として認定した場所又は市長が特に認める場所に出店しようとする者であって、事業を開始する具体的な計画を有するもの	運転資金 設備資金	1,000万円	運転資金5年以内 設備資金7年以内 （据置き6月以内を含む。）	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式とする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。
中小企業移転資金	公的事由により操業の全部を市長が適当と認めた地域へ移転する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 個人営業者にあつ	設備資金	所要資金の2/3以内 3,000万円	7年以内 （据置き1年以内を含む。）	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をと	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。

	ては、本市に住所を有している者、法人にあっては本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者 (2) 同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者				るものとする。	
中小企業 業集団 化資金	企業が集団化を行い、操業の全部を市長が適当と認めた地域へ移転する者であって、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 個人営業者にあっては本市に住所を有している者、法人にあっては本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者 (2) 同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者	設備資金	当該事業1 件につき 3,000万円	7年以内 (据置き1 年以内を 含む。)	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとるものとする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。
中小企業 組合 共同施設 資金	市内に事務所を有し、共同店舗及び共同施設又は共同設備の設置を行うため資金を必要とする者	設備資金	所要資金の 2/3以内 3,000万円	7年以内 (据置き1 年以内を 含む。)	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとるものとする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。

経営健全化対策資金	同一事業を6月以上継続して現在まで営んでいる者であって、かつ、個人営業者にあつては本市に住所を有している者又は法人にあつては本市に借入申込み時の6月以前に法人届をしている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 (1) 最近3月（申込日の6月以内）の平均売上高が、前年同期に比べ減少している者 (2) 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入れ価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格等の引上げが著しく困難であるため、最近3月（申込日の6月以内）の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期に比べ増加している者 (3) 最近3月（申込日の6	運転資金 設備資金 借換資金	2,000万円	10年以内 （据置き1年以内を含む。）	原則として、毎月元金均等償還とし、利息は残債方式をとるものとする。	金融機関と協議の上、必要に応じ徴す。
-----------	--	-------------------------------------	---------	------------------------	-----------------------------------	--------------------

	月以内)の平均売上総 利益率又は平均営業 利益率が、前年同期に 比べ減少している者					
--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 設備資金（土地取得のための資金及び新会社設立のための資本金を除く。）は、市内に設置するものに係る資金に限る。
- 2 借換資金は、中小企業振興資金、地方産業育成資金及び経営健全化対策資金（運転資金及び設備資金の使途に限る。）の借入金を借り換える場合に限る。この場合においては、既借入残額の全額を資金借入日に繰上償還するものとする。

別記第1号様式その1(第9条関係)

新発田市中小企業融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)新発田市長

新発田市中小企業融資あっせん要綱に基づき、次のとおり融資のあっせんを受けたいので申し込みます。

利用する制度名 (○で囲む)	1中 小 企 業 振 興 資 金	2地 方 産 業 育 成 資 金	3中小企業活性化 対 策 資 金	4中 小 企 業 移 転 資 金
-------------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------

1 申込人の概要

申込人住所 (所在地)	電話() —	営 業 開 始	年 月 日
		法人設立(法人のみ記入)	年 月 日
フリガナ		従 業 員 数	人
事業所名		業 種	
代表者氏名		主 な 取 扱 品	
	(歳)	資本金(法人のみ記入)	千円

2 申込内容について

借入希望金融機関		申 込 金 額	円
借 入 期 間	年 箇月	借 入 希 望 日	年 月 日
資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金	返 済 方 法	1 割賦返済 2 一括返済

3 資金を必要とする理由

運 転 資 金		設 備 資 金	
1 商品(材料)仕入資金	円	購入設備名	円
2 買掛金(手形)決済資金	円		
3 諸経費支払資金(具体的に記載)	円	着工(購入)予定日	年 月 日
4 その他(具体的に記載)	円		
資金調達後 の効果		完成(設置完了)予定日	年 月 日

4 連帯保証人(金融機関と協議の上、必要により)

氏 名	住 所	年 齢	続 柄	職業・勤務先	不 動 産	前 年 収 入
					土地 m ²	千円
					建物 m ²	
					土地 m ²	千円
					建物 m ²	

5 本資金の借入実績について

利 用 実 績	1新規	2既借入有り			
借 入 期 間	借 入 金 額	返 済 残 額	借 入 先 金 融 機 関		
自 至	円	円			

6 資産・負債

(年 月 日現在)

資 産			負 債		
現 金 ・ 預 金	千円		借 入 金	千円	
受 取 手 形			割 引 手 形		
手持商品・材料			支 払 手 形		
			買 掛 金		
土 地 ・ 建 物			未 払 金		
機 械 ・ 器 具					
車 両 運 搬 具			そ の 他		
そ の 他					
計			計		

7 年商高の推移について

	年度 自 年 月 日 至 年 月 日	年度 自 年 月 日 至 年 月 日	年度 自 年 月 日 至 年 月 日	摘要
売 上 高 (年 商 高)				
粗 利 益 (売上総利益)				
純 利 益 (税引後所得)				

8 添付書類(書類不備がないようにお願いします。)

- ☐ 市税納税証明書 1通
☐ 見積書・契約書の写し(設備資金の場合) 1通
☐ 設計書・図面(設備資金の場合) 1通
☐ 決算書・試算表 1通
☐ その他

金 融 機 関 記 入 欄	申込みについて検討した結果、下記の条件にて融資に応諾します。				年 月 日
	金融機関名		(支店長又は営業部長名)		(担当者名)
	融資に応諾した理由、金融機関の所見等				
	貸付金額		円	利 率	年 利 %
	貸付期間		年 月 日から 年 月 日まで 年 箇月(据置 箇月を含む。)	連帯保証人	1申込みのとおり 2保証人 名追加
	返済方法		担保		
県信用保証協会の保証		有 ・ 無		その他の 融資条件等	

第1号様式その2（第9条関係）

新発田市空き店舗等対策資金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)新発田市長

新発田市中小企業融資あっせん要綱に基づき、次のとおり融資のあっせんを受けたいので申し込みます。

申込住所 (所在地)	電話() —	営 業 開 始		年 月 日	
		法 人 設 立 (法 人 の み 記 入)		年 月 日	
フリガナ 事業所名 代表者氏名	(歳)	従 業 員 数		人	
		業種		主な取扱品	

1 申込人の概要((1)又は(2)のどちらか一方を記入)

(1) 同一事業を6か月以上継続して営み、現在も営んでいるもの

(年 月 日現在)

資 産			負 債		
現金・預金	千円		借入金	千円	
受取手形			割引手形		
売掛金			支払手形		
手持商品・材料			買掛金		
			未払金		
土地・建物					
機械・器具			資本金		
車両運搬具			その他		
その他					
計			計		

	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)	年度(年 月 日 ～ 年 月 日)
売上高 (年 商 高)	千円	千円	千円
粗利益 (売 上 総 利 益)			
純利益 (税 引 後 所 得)			

(2) 新たに独立しようとする人及び開業して6か月に満たない人

現在(直近)の勤務	勤務先名		業種・職種	
	所在地			
	勤務期間	年 月 から 年 月 まで 年 箇月間		
申込人の職歴	年 月	事 柄		

項 目		金 額 (千 円)	各項目の算出根拠(具体的に記入)	
営 業 計 画	売 上 高 ①		①・・・	
	売 上 原 価 ②		②・・・	
	経 費	人 件 費 ③		③・・・
		家 賃 ④		④・・・
		水道光熱費等 ⑤		⑤・・・
		その他() ⑥		⑥・・・
	合 計 ⑦			
利 益 ⑧		①－②－⑦		
借 入 金 返 済 ⑨				
実 質 利 益			⑧－⑨	

法人設立の場合	資 本 金	千円	設 立 予 定 日	年 月 日
許認可が必要な業種の場合	許 認 可 番 号			

2 出店しようとする空き店舗について

商 号		営業予定の業種	業
所 在 地		主 な 取 扱 品	
開 店 予 定 日	年 月 日	予 定 従 業 員	人
出店の動機目的、 今後の事業計画			

3 申込内容について

借入希望金融機関		申 込 金 額	円
借 入 期 間	年 箇月	借 入 希 望 日	年 月 日
資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金	返 済 方 法	1 割賦返済 2 一括返済

4 資金使途及び資金調達計画

開 業 に 必 要 な 資 金 の 使 途 計 画			資 金 調 達 計 画	
運 転 資 金	1 商品(材料)仕入資金	円	新発田市空き店舗等対策資金	
	2 買掛金(手形)決済資金	円		
	3 諸経費支払資金(具体的に記載)	円	市中金融機関	
	4 その他(具体的に記載)	円		
設 備 資 金	購入備品名	円		
	着工(購入)予定日	年 月 日	自己資金	
	完成(設置完了)予定日	年 月 日	そ の 他	
合 計 (a)			合 計 (=a))	

5 連帯保証人(金融機関と協議の上、必要により)

氏 名	住 所	年 齢	続 柄	職 業 ・ 勤 務 先	不 動 産	前 年 収 入
					土 地 建 物	m ² m ² 千円
					土 地 建 物	m ² m ² 千円

- 6 添付書類（書類不備がないようお願いします。）
- ☐ 空き店舗等に関する届出書

1 通
- ☐ 市町村税納税証明書（市内又は市外）

1 通
- ☐ 決算書・試算表（同一事業を 6 か月以上継続して営み、現在も営んでいるもの）

1 通
- ※金融機関へ提出
- ☐ 見積書・契約書の写し（設備資金の場合）

1 通
- ☐ 設計図・カタログ（設備資金の場合）

1 通
- ☐ 開業する業種が許認可を必要とする場合は、許認可を受けたことを証する書類
（新たに独立しようとする人及び開業して 6 か月に満たない人）

1 通
- ☐ 住民票の写し（市外に住所がある個人営業者）

1 通
- ☐ 登記簿謄本及び営業証明書の写し（市外に住所がある法人）

1 通
- ☐ その他

金融機関記入欄	申込みについて検討した結果、下記の条件にて融資に応諾します。			
	金融機関名		(支店長又は営業部長名)	
			年 月 日 (担当者名)	
	融資に応諾した理由、金融機関の所見等			
	貸付金額	円	利率	年利 %
	貸付期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 箇月（据置 箇月を含む）	連帯保証人	1 申込みのとおり 2 保証人 名追加
			担保	
返済方法			その他の融資条件等	
県信用保証協会の保証		有 ・ 無		

第1号様式その3（第9条関係）

新発田市中小企業集団化資金・中小企業組合共同施設資金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)新発田市長

新発田市中小企業融資あっせん要綱に基づき、次のとおり融資のあっせんを受けたいので申し込みます。

利用する制度名 (○で囲む)	1 中 小 企 業 集 団 化 資 金	2 中 小 企 業 組 合 共 同 施 設 資 金
-------------------	------------------------	------------------------------

1 申込人の概要

申 込 人 住 所 (所 在 地)	電 話 () -	組 合 の 事 業 内 容 及 び 活 動 状 況	
フリガナ 名 称 代 表 者 氏 名	(歳)		
組 合 員 数	人		
役 員 数	理事 人 監事 人	現 在 ま で に 行 っ た 主 な 共 同 事 業	
設 立 年 月 日	年 月 日		
出 資 金	円		

2 申込内容について

借 入 希 望 金 融 機 関		申 込 金 額	円
借 入 期 間	年 箇月	借 入 希 望 日	年 月 日
返 済 方 法 (具体的に記入してください)			

3 事業の必要理由と効果（具体的に記入してください）

事 業 を 行 お う と す る 理 由	完 成 後 の 効 果

4 資金調達計画

借 入 金		自 己 資 金	
市 制 度 融 資	円	保 証 料 ・ 補 助 金	円
国 県 貸 付 金		組 合 員 負 担 金	
市 中 金 融 機 関		手 許 資 産 充 当	
そ の 他 金 融 機 関		そ の 他 ()	
		計 (b)	
計 (a)		合計 (a) + (b)	

5 連帯保証人（金融機関と協議の上、必要により）

氏名	住所	年齢	役職	職業・勤務先	不動産	前年収入
					土地 m ² 建物 m ²	千円
					土地 m ² 建物 m ²	千円
					土地 m ² 建物 m ²	千円
					土地 m ² 建物 m ²	千円
					土地 m ² 建物 m ²	千円

6 添付資料（書類不備がないようお願いします。）

- ☐ 市税納税証明書
- 1 通
- ☐ 定款又は規約の写し
- 1 通
- ☐ 見積書・契約書の写し
- 1 通
- ☐ 決算書・試算表
- 1 通
- ☐ 設計図・図面
- 1 通
- ☐ その他
- 1 通

金 融 機 関 記 入 欄	申込みについて検討した結果、下記の条件にて融資に応諾します。				
	年 月 日				
	金融機関名		(支店長又は営業部長名)		(担当者名)
	融資に応諾した理由、金融機関の所見等				
	貸付金額	円	利 率	年利 %	
	貸付期間	年 月 日から	連帯保証人	1 申込みのとおり	
		年 月 日まで		2 保証人 名追加	
	年 箇月(据置 箇月を含む)	担 保			
返済方法			その他の融資条件等		
県信用保証協会の保証	有 ・ 無				

新発田市経営健全化対策資金融資あっせん申込書

年 月 日

(宛先)新発田市長

新発田市中企業融資あっせん要綱に基づき、次のとおり融資のあっせんを受けたいので申し込みます。

1 申込人の概要

申 込 人 住 所 (所 在 地)	電話() —	営 業 開 始	年 月 日
		法人設立(法人のみ記入)	年 月 日
フリガナ 事業所名 代表者氏名		従 業 員 数	人
		業 種	
		主 な 取 扱 品	
	(歳)	資本金(法人のみ記入)	千円

2 申込内容について

借 入 希 望 金 融 機 関		申 込 金 額	円
借 入 期 間	年 箇月	借 入 希 望 日	年 月 日
資 金 使 途	1 運転資金 2 設備資金 3 借換資金	返 済 方 法	1 割賦返済 2 一括返済

3 資金を必要とする理由

運 転 資 金	設 備 資 金	借 換 資 金
1 商品(材料)仕入資金 円	購入設備名	1 経営健全化対策資金 円
2 買掛金(手形)決済資金 円		2 中小企業振興資金 円
3 諸経費支払資金(具体的に記載) 円	着工(購入)予定日 年 月 日	3 地方産業育成資金 円
4 その他(具体的に記載) 円	完成(設置完了)予定日 年 月 日	
資金調達後の効果		

4 連帯保証人(金融機関と協議の上、必要により)

氏 名	住 所	年 齢	続 柄	職 業 ・ 勤 務 先	不 動 産	前 年 収 入
					土地 m ² 建物 m ²	千円
					土地 m ² 建物 m ²	千円

5 本資金の借入実績について

利 用 実 績	1 新規	2 既借入有り	
借 入 期 間	借 入 金 額	返 済 残 額	借 入 先 金 融 機 関
自 年 月 日 至 年 月 日			

6 資産・負債 (年 月 日現在)					
資 産			負 債		
現金・預金	千円		借 入 金	千円	
受 取 手 形			割 引 手 形		
手持商品・材料			支 払 手 形		
土地・建物			買 掛 金		
機械・器具			未 払 金		
車両運搬具			そ の 他		
そ の 他					
計			計		

7 年商高の推移について

	年度		年度		年度		摘要
	自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日		自 年 月 日 至 年 月 日		
売 上 高 (年 商 高)							
粗 利 益 (売上総利益)							
純 利 益 (税引後所得)							

8 添付書類(書類不備がないようお願いします。)

- ☐ 市税納税証明書 1通
☐ 見積書・契約書の写し(設備資金の場合) 1通
☐ 設計書・図面(設備資金の場合) 1通
☐ 決算書・試算表 1通
☐ 新発田市中小企業融資あっせん要綱別表第3に係る対象者であることの要件確認書 1通
☐ その他

金融機関記入欄	申込みについて検討した結果、下記の条件にて融資に応諾します。					年 月 日
	金融機関名		(支店長又は営業部長名)		(担当者名)	
	融資に応諾した理由、金融機関の所見等					
	貸付金額		円	利 率	年 利 %	
	貸付期間		年 月 日から 年 月 日まで		連帯保証人 1 申込みのとおりに 2 保証人 名追加	
			年 箇月(据置 箇月を含む)		担 保	
	返済方法				そ の 他 の 融資条件等	
県信用保証協会の保証		有 ・ 無				

第2号様式（第11条関係）

新発田市中小企業融資あっせん通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付け に係る新発田市
資金の申込みについて、下記のとおり融資願いたくあっせんいたします。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 資金使途
- 3 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 償還方法 原則として毎月元金均等償還及び利息残債方式
- 5 連帯保証人・担保 金融機関と協議のとおり
- 6 信用保証 有 ・ 無
- 7 融資利率 年利 %
- 8 有効期限

第3号様式（第11条関係）

新発田市中小企業融資あっせん決定通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで申込みのあった新発田市 資金に
ついて、下記のとおり決定しましたので、 で手続されるよう通知します。

記

- 1 貸付金額 円
- 2 資金使途
- 3 貸付期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 償還方法 原則として毎月元金均等償還及び利息残債方式
- 5 連帯保証人・担保 金融機関と協議のとおり
- 6 信用保証 有 ・ 無
- 7 融資利率 年利 %
- 8 有効期限

第4号様式（第11条関係）

新発田市中小企業融資あっせん却下通知書

年 月 日

様

新発田市長



年 月 日付けで申込みのありました新発田市 資金
について、次の理由により却下になりましたので通知します。

理由

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

(宛先)新発田市長

住 所
名称（商号）
代 表 者 名
電 話 番 号 （ ）

融資条件変更申請書

年 月 日付けで融資あつせんの決定を受けた_____資金について、下記
のとおり変更したいので承認いただきますよう申請します。

融 資 内 容	取扱金融機関	支店		信用保証	有 ・ 無
	融 資 額	千円	融資残高	円	
	融 資 期 間	年 月 日～ 年 月 日 （ カ月）			
	据 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日 （ カ月）			
変 更 内 容	変更する項目 (該当する項目に○)	融資期間延長		据置期間延長	元金返済猶予
	変更後の期間	年 月 日～ 年 月 日 （ カ月）			
	変更後の返済方法				
	備 考				

※添付書類 (1)取扱金融機関の意見書 (2)事業計画書

(注) 地方産業育成資金は、要綱上の融資期間を超える変更及び据置期間の延長はできません。

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

様

新発田市長

融資条件変更承認（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった融資条件変更申請について、下記のとおり承認・却下したので通知します。

記

1 変更承認事項

(1) 変更する事項

(2) 変更後の期間 年 月 日～ 年 月 日

(3) 変更後の返済条件

2 却下の理由

別記第 1 号様式その 1 (第 9 条関係)

(令和 2 告示 2 6 1・令和 4 告示 4・一部改正)

第 1 号様式その 2 (第 9 条関係)

(令和 2 告示 2 6 1・令和 4 告示 4・一部改正)

第 1 号様式その 3 (第 9 条関係)

(令和 2 告示 2 6 1・令和 4 告示 4・一部改正)

第 1 号様式その 4 (第 9 条関係)

(令和 2 告示 2 6 1・令和 4 告示 4・一部改正)

第 2 号様式 (第 1 1 条関係)

第 3 号様式 (第 1 1 条関係)

第 4 号様式 (第 1 1 条関係)

第 5 号様式 (第 1 2 条関係)

(平成 2 9 告示 2 4 9・追加、令和 2 告示 2 6 1・令和 4 告示 4・一部改正)

第 6 号様式 (第 1 2 条関係)

(平成 2 9 告示 2 4 9・追加)